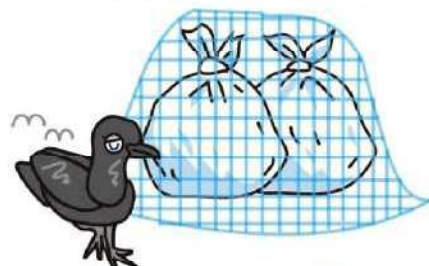


カラスネット貸し出します！

市が収集するごみ収集場所（概ね5世帯以上で利用されているもの）
ごとに、カラスネット（防鳥用ネット）を無償で貸出します。
次の条件について、皆様でよく御相談のうえ申請してください。

- ☑ 貸与申請の際、「使用責任者」を決めてください。申請者と使用責任者が同じでも構いません。
 - ☑ 「使用責任者」は、ごみの収集場所を日頃管理していただいている方を選定してください。
 - ☑ ネットは、歩行者や自動車等の通行の妨げにならないよう御使用ください。また、収集作業終了後は、ネットを速やかに片付けて、ネットの紛失、盗難、破損等のないようにしてください。
 - ☑ ネットの目的外の使用、第三者へ譲渡、転貸及び売却はできません。また、原状に回復できない改造等をしないでください。
 - ☑ 万が一、ネットの使用を起因とする事故が発生しても、市は損害賠償、補償等の責任は負いかねますので御注意ください。
 - ☑ ネットの修繕等に必要な費用は御負担していただきます。
 - ☑ 使用責任者のみでなく、ごみ収集場所を利用する全世帯の皆様で協力してネットを管理してください。
- *その他、京都市からの指示をさせていただくことがあります。



●カラスネットの種類

種類	サイズ (m)
大	3×4
小	2×3

- ①ごみ収集場所 1 箇所につき、大又は小のいずれかを原則 1 枚貸与しますが、収集場所の利用規模などにより 2 枚まで貸与することができます。
- ②小（2m×3m）で、概ね 15 世帯以下が利用するごみ収集場所に対応できます。
- ③ネットの周囲には、カラス等がもぐり込んだり、風にあおられてネットがめくれたりすることがないように、おもり入りロープが取り付けられています。
- ④ネットの網目は、鳥類のくちばしが入りにくいように細かくなっています。
- ⑤ネットには、ごみ収集場所の所在地などを記入するラベルが取り付けられています。

●申請方法と手続きの流れ

- ①市が収集し、複数世帯（概ね 5 世帯以上）が利用するごみ収集場所の利用者又は管理者の皆様で、貸与条件をじゅん守できることを確認してください。
- ②ごみ収集場所ごとに「使用責任者」となる方を選定してください（申請者と使用責任者が同じでも可）。
- ③「京都市防鳥用ネット貸与申請書」の必要事項にボールペンで記入してください。
- ④ごみ収集場所の存する区域の区役所・支所の「エコまちステーション」又は「まち美化事務所」に申請書を持参又は郵送してください（FAXでの申請はできません。）。
- ⑤ごみ収集場所の確認などの手続きを行った後に、市から申請者に貸与決定通知を行い、ネットを貸与します。受付から貸与まで 1 週間程度を要しますので、御了承ください。

●その他

- ①貸与は先着順とします。申込み多数の場合は、ネットを貸与する時期が遅れることがありますので御了承ください（次年度以降の貸与となる場合もあります。）。
- ②貸与条件を守られていない場合は、ネットの貸与を取り消します。
- ③ネットが不必要となった場合や管理できなくなった場合、紛失（盗難を含む）した場合、及び「使用責任者」を変更する場合については、ごみ収集場所の存する区域の「まち美化事務所」に速やかに届け出てください。
- ④ネットは、ごみ収集場所にあるごみ全体をしっかりと覆うようにしてください。ネットの上にゴミを置いたり、ごみの一部がネットからはみ出したりするなど、使用方法を誤ると効果がなくなりますので、御注意ください。

【お問い合わせ先】

京都市環境政策局循環型社会推進部 まち美化推進課
〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 384 番地
ヤサカ河原町ビル 8F

TEL : 075-213-4960

FAX : 075-213-4961

【申請書記入例】

京都市長 あて

申請者氏名（署名又は記名押印）

（フリガナ）カンキョウ タロウ

環境 太郎

印

住 所 中京 区 河原町通二条下る

一之船入町 384

電話番号 （ 213 ） 4960

自署される場合は、押印は不要です。押印する場合は、必ず朱肉を使用する印鑑で！（スタンプ式は不可）

京都市防鳥用ネット貸与申請書

私は、京都市防鳥用ネット貸与要綱の規定に

できる限り日常的にカラスネットの管理が可能な方を使用責任者としてください。

- 1 使用責任者 （氏名） 環境 太郎
- 2 使用目的 ☒カラスなどの鳥類 ☒風雨など による散乱被害防止
- 3 貸与を申請するネットの種類 ☒小（2m×3m） ☐大（3m×4m） （ 1 ）枚
- 4 使用する家庭ごみの集積場所（定点）

（所在地） 区 河原町二条下る一之船入町 ●●ビル前

（使用世帯数） 8 世帯 （概数で結構です。）

※所在地の正確な地番などが分からない場合は、日印となるもの（例：「○○様宅脇」、「××駐車場前」など）を記載してください。

＜使用する家庭ごみの集積場所（定点）の概要地図＞※裏面もご利用

目印となるものをお書きください

裏面利用又は住宅地図の添付でも可です。

（ここから下は記入しないでください。）

申請書受理年月日	申請受理番号	収集場所確認年月日				
・ ・		・ ・				

申込み・問合せ一覧表

エコまちステーション（区役所・支所）	郵便番号	所在地	電話
北エコまちステーション（北区役所2階）	603-8511	北区紫野東御所田町 33-1	366-0155
上京エコまちステーション（上京区役所1階）	602-8511	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	366-0776
左京エコまちステーション（左京区役所2階）	606-8511	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2	366-0821
中京エコまちステーション（中京区役所1階）	604-8588	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	366-0180
東山エコまちステーション（東山区役所2階）	605-8511	東山区清水五丁目 130-6	366-0182
山科エコまちステーション（山科区役所1階）	607-8511	山科区榎辻池尻町 14-2	366-0184
下京エコまちステーション（下京区役所1階）	600-8588	下京区西洞院通塩小路上る東堀小路町 608-8	366-0186
南エコまちステーション（南区役所1階）	601-8511	南区西九条南田町 1-3	366-0188
右京エコまちステーション（右京区役所1階）	616-8511	右京区太秦下刑部町 12	366-0190
西京エコまちステーション（西京区役所1階）	615-8522	西京区上桂森下町 25-1	366-0192
洛西エコまちステーション（洛西支所2階）	610-1198	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	366-0194
伏見エコまちステーション（伏見区役所1階）	612-8511	伏見区鷹匠町 39-2	366-0196
深草エコまちステーション（深草支所1階）	612-0861	伏見区深草向畑町 93-1	366-0198
醍醐エコまちステーション（醍醐支所2階）	601-1366	伏見区醍醐大構町 28	366-0311

電話問合せ：午前8時30分～午後5時（土・日・祝、年末年始除く）

まち美化事務所（担当区域）	郵便番号	所在地	電話
北部まち美化事務所（北区，上京区）	603-8005	北区上賀茂前田町 17-3	724-8881
東部まち美化事務所（左京区，中京区の堀川通から東の区域）	606-8103	左京区高野西開町 34-3	722-4345
西部まち美化事務所（右京区，中京区の堀川通から西の区域）	615-0056	右京区西院西貝川町 57-1	882-5787
南部まち美化事務所（東山区，下京区，南区）	601-8444	南区西九条森本町 50	681-0456
山科まち美化事務所（山科区，伏見区醍醐支所管内）	607-8253	山科区小野弓田町 3	573-2457
西京まち美化事務所（西京区）	615-8158	西京区榎原秤谷町 37	391-5983
伏見まち美化事務所（伏見区，醍醐支所管内除く。）	612-8244	伏見区横大路千両松町 447	601-7161

電話問合せ：午前8時～午後4時45分（土・日、年末年始除く）

（平成27年4月現在）